

## 附属図書館における電子リソースの学外利用に関する要項

(平成28年4月28日附属図書館長決裁)

[令和4年3月1日最終改正]

### (趣旨)

第1条 この要項は、島根大学（以下「本学」という。）が出版社等と利用契約を行っている電子ジャーナル及びWeb型データベース等（以下「電子リソース」という。）を本学附属図書館（以下「図書館」という。）が行う利用サービスの一環として、図書館利用者にインターネットを通じて学外から接続利用（以下「学外利用」という。）させることについて、必要な事項を定めるものとする。

### (利用対象者)

第2条 電子リソースの学外利用ができる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 本学の役員及び職員
- 二 本学の学生
- 三 本学の名誉教授、客員教授及び客員准教授
- 四 本学の客員研究員等の本学と契約関係がある者
- 五 本学の役員又は職員と共同研究（本学で実施する研究で、役員又は、研究の実施責任者が所属する部局の長が認定したものをいう。以下同じ。）を行う者で、本学附属図書館長（以下「館長」という。）が必要と認めた者

### (対象資料)

第3条 学外利用の対象となる電子リソースは、VPN接続サービスにより提供可能な資料とする。

2 技術的に学外利用可能な電子リソースであっても出版社等との利用契約により制限がある場合は、これに従い、学外利用できないよう設定を行うものとする。

### (利用方法及び利用申請)

第4条 利用者のうち第2条第1号及び第2号に掲げる者は、電子リソースを利用するにあたり、発行された島根大学統合認証システムID（以下「統合認証ID」という。）及びパスワードにより電子認証を行った上で、VPN接続サービスを用いて学外利用をするものとする。

2 利用者のうち第2条第3号に掲げる者は、本人であることを証明するものを提示の上、電子リソースの学外利用申請書（別紙様式第1号）を館長に提出し、その許可（別紙様式第2号）を得なければならない。

3 利用者のうち第2条第4号に掲げる者は、本人であることを証明するものを提示の上、本学との契約内容がわかる書類の写し及び電子リソースの学外利用申請書（別紙様式第1号）を館長に提出し、その許可（別紙様式第2号）を得なければならない。

4 利用者のうち第2条第5号に掲げる者は、本人であることを証明するものを提示の上、共同研究の実施責任者が所属する部局の長が発行する共同研究の事実を認定する書類（別紙様式第3号）の写し及び、電子リソースの学外利用申請書（別紙様式第1号）を館長に提出し、その許可（別紙様式第2号）を得なければならない。

- 5 館長は、前第2号から第4号の申請について適當と認めたときは、当該年度に限り学外利用を許可するものとする。
- 6 前号により許可された利用者は、別途申請することにより発行される統合認証ID及びパスワードにより電子認証を行った上で、VPN接続サービスを用いて学外利用をするものとする。

(遵守義務)

- 第5条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 一 附属図書館における電子リソースの公正利用に関する要項（平成28年4月28日 附属図書館長決裁）に基づく公序良俗及び著作権等に配慮した公正な利用を行うこと。
  - 二 電子認証に使用する情報（統合認証ID、パスワード等）の他者との共有及び漏洩がないよう適切な管理をすること。
  - 三 使用する端末は、ウィルス対策ソフトを実装し最新の定義ファイルを使用すること。  
また、OS及びブラウザ等のセキュリティ修正プログラムを適切に適用すること。

(利用の停止、経費の負担等)

- 第6条 学外利用するうえで前条の遵守義務に違反した者は、その利用を停止する。
- 2 前項による学外利用を停止した者については、次の各号に掲げる経費の負担を求めることがある。なお、第2条第5号に掲げる者については、共同研究実施責任者からも経費負担を求めることがある。
    - 一 本学と出版社等との利用契約（不正利用に対する罰則）に基づいた電子リソースの利用停止解除に必要となる経費の負担
    - 二 その他、電子リソースの利用停止に伴い発生した本学の損害に相当する経費の負担

附 則

- 1 この要項は、平成28年4月28日から実施し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 島根大学学術情報機構附属図書館における電子リソースの学外利用に関する要項（平成25年6月28日学術情報機構附属図書館長決裁）は廃止する。

附 則（平成31年1月31日一部改正）

この要項は、平成31年1月31日から実施する。

附 則（令和3年7月15日一部改正）

この要項は、令和3年7月15日から実施する。

附 則（令和4年3月1日一部改正）

この要項は、令和4年3月1日から実施する。

別紙様式第1号（第4条第2項、第3項及び第4項関係）

年　月　日

### 電子リソースの学外利用申請書

島根大学附属図書館長 殿

申請者氏名 \_\_\_\_\_ (自署のこと)

島根大学の電子リソースを学外から利用する必要があるため、電子リソースの学外利用許可を申請します。

なお、利用にあたっては、附属図書館における電子リソースの学外利用に関する要項に定める遵守義務を守り、著作権及び情報セキュリティに配慮し、公序良俗に沿った公正な利用を行います。

記

申請者氏名	
住 所	
T E L	
E-Mail	
勤務先	
勤務先 TEL	
島根大学での役職	

以下、第2条第5号に該当する者のみ記入

共同研究テーマ *1	
研究期間	年 月 日 ~ 年 月 日
実施部局等	
共同研究 実施責任者	電子リソースの学外利用にあたっては、申請者が適切に利用する よう指導を行います。 所属・職名： 氏名： (自署のこと)

\*1 共同研究テーマについて

共同研究実施責任者が所属する部局の長が認定した書類（附属図書館における電子リソースの学外利用に関する要項の別紙様式第3号）の写しを添付してください。

※個人情報について

個人情報は、法律に基づき開示が義務付けられている等の特段の事情がない限り、同意なく目的外利用及び第三者に、開示・提供する事はありません。

別紙様式第2号（第4条第2項、第3項及び第4項関係）

年　月　日

## 電子リソースの学外利用許可書

(利用申請者) 殿

島根大学附属図書館長

年　月　日付けで申請のありました電子リソースの学外利用について、  
下記のとおり許可します。

記

### 1. 学外から利用できる電子リソースの種類

本学附属図書館が別途案内する方法でアクセスできる電子リソースとする。

### 2. 利用許可期間

年　月　日　から　年　3月31日まで

### 3. 注意事項

- 1) 利用に当たっては、島根大学附属図書館の定める『附属図書館における電子リソースの学外利用に関する要項』及び『附属図書館における電子リソースの公正利用に関する要項』の遵守事項に従い、著作権及び情報セキュリティに配慮し、公序良俗に沿った公正な利用をすること。
- 2) 故意又は重大な過失によって大学に損害を与えた場合は、その損害の全部又は一部の賠償を申請者に求めることがある。
- 3) 電子リソース学外利用許可期間は当該年度末までとする。引き続き利用する必要がある場合は改めて利用申請すること。

別紙様式第3号（第4条第4項関係）

年　月　日

(利用申請者) 殿

部局長 印

### 電子リソースの学外利用に係る共同研究の事実認定について

電子リソースの学外利用申請に係る下記の共同研究は、当該利用申請者（以下、利用申請者という。）と本部局に所属する教員（共同研究責任者）の共同研究であることを認定します。

記

- 1 共同研究テーマ
- 2 研究期間
- 3 利用申請者
- 4 共同研究責任者

以上